

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、児童扶養手当関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和5年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務・支給要件確認業務・支給業務・申請受理・進達事務・児童扶養手当情報の照会業務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 ⑦サービス検索・電子申請機能に係る事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第37項並びに内閣府・総務省令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに内閣府・総務省令第31条(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て・こども課
②所属長の役職名	子育て・こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市子育て・こども課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供システムネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに内閣府・総務省令第31条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに内閣府・総務省令第31条 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当」が含まれる項(57の項) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項)	事後	
令和4年3月11日	I しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①から⑥ 略	①から⑥ 略 ⑦サービス検索・電子申請機能に係る事務 追加	事後	
令和5年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年9月1日	I しきい値判断項目	令和4年2月18日時点	令和5年8月1日時点	事後	